

Q1 医療法人成りして15年、私も63歳になり理事長を続けられるのもあと数年ですが、理事長をやめるときには後継者がいないので医療法人を解散するつもりです。解散時にかかる税金について教えてください。何か税金対策はありますか。

A

ポイント

- (1) 医療法人解散時には、医療法人に対して清算所得に対する法人税課税後、残った残余財産は出資額に応じて分配され、分配を受ける出資者個人にはみなし配当に対する所得税が課税されますが、出資額に比し残余財産の分配額が大きい場合住民税も含め多額の税金がかかることになります。
- (2) 解散時に役員に対して退職慰労金を支払いますと、残余財産の分配額が減少しますので、退職所得課税の有利さにより、個人にかかる税金を軽減することができます。

1. 医療法人の解散にともなって法人、個人にかかる税金と税金対策

(1) 清算所得に対する法人税

清算所得に対する法人税は、医療法人の残余財産の価額が解散時の出資金等の金額と利益積立金との合計額を超える場合に課税されます。医療法人が所有している土地の値上がりにより含み益があるような場合に清算所得が発生するわけですが、土地・建物を理事長から賃借している場合等には解散時の残余財産の価額は出資金等と利益積立金との合計額とあまり変わりませんから清算所得に対する法人税は殆ど課税されないことになります。

(2) みなし配当に対する所得税

医療法人は解散時に出資者に対して、出資者の出資割合に応じて残余財産を分配します。残余財産の分配を受けた出資者は、分配額と当初の出資額との差額をみなし配当金額とされて、所得税、住民税が課税されます。

(3) 役員退職慰労金の支給による税金対策

医療法人の解散に当たり、まず役員全員に適正額の退職慰労金を支払います。そして、退職慰労金を支払った残額を残余財産として出資者にそれぞれ分配します。

退職所得には退職所得控除があり、加えて2分の1課税であるため配当所得に比べ税が軽減されます。さらに住民税は、特例により税額の10%が控除されます。したがって適正額の役員退職慰労金を支払って残余財産の分配額をできるだけ少なくすることがベターといえます。

退職所得の計算 $\text{退職所得金額} = (\text{退職金の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$

退職所得 控除額	勤続年数	退職所得控除額
	20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円未満のときは80万円)
	20年を超える場合	800万円 + {70万円×(勤続年数 - 20年)}

2. 役員退職慰労金を支給する税金対策をとった場合の計算事例

医療法人成りして20年経過後に解散することになったとして、税金対策をしなかった場合と適正な役員退職慰労金を支払った場合とを概算計算で比較してみましょう。

残余財産 18,000万円（清算所得はないものとします）

出資金 1,000万円（理事長A 700万円、理事B 200万円、理事C 100万円）

役員最終報酬月額 理事長A 160万円、理事B 80万円、理事C 40万円

役員退職慰労金を支払わないで残余財産を分配した場合 と

役員退職慰労金1億1,200万円を支払った残りの残余財産を分配した場合

(1) 役員退職慰労金を支払わないで残余財産を分配した場合にかかる税金 (単位：万円)

出資者	残余財産の分配額	出資金	みなし配当金額	所得税、住民税額
理事長A	$18,000 \times 70\% = 12,600$	700	$12,600 - 700 = 11,900$	5,580
理事B	$18,000 \times 20\% = 3,600$	200	$3,600 - 200 = 3,400$	1,330
理事C	$18,000 \times 10\% = 1,800$	100	$1,800 - 100 = 1,700$	499.6 計 7,409.6

(注) 1. 配当所得は、他の所得と合算して総合課税されますが、ここでは他の所得はないものとします。 2. 所得控除額は180万円と仮定し定率減税は考慮していません。

3. 理事長Aの税額 所得税 $11,720 \text{万円} \times 37\% - 249 \text{万円} = 4,087.4 \text{万円}$ 、住民税 $11,720 \text{万円} \times 13\% - 31 \text{万円} = 1,492.6 \text{万円}$ 、計 $5,580 \text{万円}$ （理事B、Cの計算も同様につき省略）

(2) 役員退職慰労金を支払った場合の退職所得にかかる税金

役員	役員退職慰労金	にかかる所得税、住民税
理事長A	$160 \times 20 \text{年} \times 2 = 6,400$	1,086.7
理事B	$80 \times 20 \text{年} \times 2 = 3,200$	349.5
理事C	$40 \times 20 \text{年} \times 2 = 1,600$ 計 11,200	74 計 1,510.2

(注) 1. 役員退職慰労金: 役員最終報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率（ここでは2倍と仮定）

2. 理事長Aの税額 退職所得金額 $(6,400 - 800) \times 1/2 = 2,800 \text{万円}$

所得税 $2,800 \text{万円} \times 37\% - 249 \text{万円} = 787 \text{万円}$ 、住民税 $(2,800 \text{万円} \times 13\% - 31 \text{万円}) \times 90\% = 299.7 \text{万円}$ 計 $1,086.7 \text{万円}$ （理事B、Cの計算も同様につき省略）

(3) 役員退職慰労金支払後の残余財産を分配した場合にかかる税金 (単位：万円)

出資者	残余財産の分配額	出資金	みなし配当金額	所得税、住民税額
理事長A	$6,800 \times 70\% = 4,760$	700	$4,760 - 700 = 4,060$	1,660
理事B	$6,800 \times 20\% = 1,360$	200	$1,360 - 200 = 1,160$	267.4
理事C	$6,800 \times 10\% = 680$	100	$680 - 100 = 580$	77 計 2,004.4

(注) 他の所得はないものとします。

この概算計算では、役員退職慰労金を支払わない場合、3人の理事への残余財産の分配額にかかる税金（所得税、住民税）の合計は7,409.6万円にのぼりますが、役員退職慰労金1億1,200万円を支払い残り6,800万円を残余財産として分配した場合、退職慰労金にかかる税金と残余財産にかかる税金の合計は3,514.6万円となり、個人にかかる税金は、3,895万円軽減されることとなります。

Q2 二つの事業を営んでいるグループ会社の片方の事業を分割して、同じ事業の他のグループ会社に承継させたいのですが、企業組織再編税制の概要と会社分割の特例の適用を受けるための要件について教えてください。

A

ポイント

(1) 企業組織再編税制は、組織再編成のため移転する資産の譲渡損益について、一定の要件を充足して資産に対する支配が実質的に継続しているとみられる場合、その帳簿価額のまま引継ぎ、課税を繰延べるものです(この特例を適格組織再編成という)。

(2) 企業グループ内の適格組織再編成で株式等の保有が50%超100%未満の場合、主要資産の移転、従業員の80%以上の引継ぎ、分割事業の維持、の要件が必要です。

1. 企業組織再編税制の整備と適格分割

平成12年に会社分割法制を要とする商法改正が行われ、翌年の税制改正で企業組織再編税制が設けられ、会社分割、合併など組織再編全体を通じてバランスのとれた税制が整備されました。

企業組織再編税制の中心となるのは、組織再編によって移転する資産の譲渡損益の取扱いで、資産を移転するとその移転資産の譲渡益に課税するのが原則ですが、組織再編成の実態や移転資産に対する支配の継続という点から、適格組織再編成に該当する場合は移転資産をその帳簿価額で引継ぎ、譲渡損益の課税を繰延べるという特例です。適格組織再編成には、企業グループ内の組織再編成と共同事業を行うための組織再編成の2つの類型があります。

移転する会社の資産の譲渡損益に対する課税の取扱い

一般的な組織再編成 (買収、営業譲渡など)		適格組織再編成	
		企業グループ内の 組織再編成	共同事業を行うための 組織再編成
<i>移転の時に譲渡損益発生、課税(原則)</i>		<i>移転の時は譲渡損益の課税の繰延べ(特例)</i>	
移 転 時 時 価	含み益 → 資産の移転 → 帳簿価額 → 買収 → 帳簿価額 A社 → B社	移 転 時 時 価	含み益 → 資産の移転 → 帳簿価額 → 分割 → 帳簿価額 A社 → B社 A法人の 帳簿価額 を引継ぐ

適格分割 適格分割型分割と 適格分社型分割

次掲の2の株式保有要件又は共同事業要件のいずれかを満たす分割で、適格分割型分割とは、分割承継法人の株式を分割法人の株主に割り当てるもの、適格分社型分割とは、分割承継法人の株式を分割法人に割り当てるものです。なお、会社分割は、分割された営業を新設された会社が承継する「新設分割」と既存会社が承継する「吸収分割」に分類する場合があります。

2. 適格分割となるための要件

適格分割に該当するには、次の企業グループ内組織再編成又は共同事業を行うための組織再編成とも、分割に伴って分割承継法人の株式のみが交付され、かつ、分割型分割にあっては分割法

人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式が交付されるものに限られます。

(1) 株式保有要件 **企業グループ内組織再編成**

株式等の全部を保有する関係 …次の 又は のいずれかの関係に該当する場合の分割

分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係があり、かつ、分割後も当事者間の完全支配関係が継続する場合

同一の者によって分割法人及び分割承継法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係があり、かつ、分割後もその完全支配関係が継続することが見込まれている場合

株式等の50%超を保有する関係 …次の 又は のいずれかの関係に該当する場合の分割で、かつ、下記の要件1、2、3のすべてに該当する場合の分割

分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の50%超100%未満を直接又は間接に保有する関係があり、かつ、その分割後に当事者間の支配関係が継続することが見込まれている場合

同一の者によって分割法人及び分割承継法人の発行済株式等の50%超100%未満を直接又は間接に保有される関係があり、かつ、分割後もその支配関係が継続することが見込まれている場合

要件1 主要資産・負債の移転要件〔分割によって分割事業に係る主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること〕

要件2 従業者の引継ぎ要件〔分割事業に従事する従業者のおおむね80%以上の者が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれること〕

要件3 事業継続要件〔分割法人の分割事業が分割後に分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれること〕

(2) 共同事業要件 **共同事業を行うための組織再編成**

次のイからトまで(ロとハについてはどちらかできよく、また、トの**適格分割型分割**については、分割法人の株主等の数が50人未満の場合に限り必要。)のすべての要件を満たしている場合

イ **事業関連要件**〔分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業(分割承継法人の営む事業のうちいずれかの事業をいいます。)とが相互に関連するものであること〕

ロ **事業規模要件**〔分割事業と分割承継事業(分割事業と関連する事業に限ります。)のそれぞれの売上金額、従業者の数又はこれらに準ずるものの規模の割合がおおむね5倍を超えないこと〕

ハ **特定役員の引継ぎ要件**〔分割前の分割法人の役員等のいずれかと分割承継法人の特定役員(社長、副社長、代表取締役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者。)のいずれかとが分割後に分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること〕

ニ **主要資産・負債の移転要件**〔分割事業の主要な資産・負債が分割承継法人に移転していること〕

ホ **従業者引継ぎ要件**〔分割の直前の分割事業に従事する従業者のおおむね80%以上の者が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれること〕

ヘ **事業継続要件**〔分割事業が分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれること〕

ト **株式継続保有要件**〔**適格分割型分割** 分割法人の株主等が交付を受ける分割承継法人の株式等の全部の継続保有見込者が有する分割法人の株式等の合計数が発行済株式等の80%以上であること、**適格分社型分割** 分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式の全部を継続保有見込であること〕